

2024年度 安全衛生教育にかかる自主点検結果

和気労働基準監督署

和気労働基準監督署では、第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）の推進に向け、署独自の取り組みとして、管内事業場における安全衛生管理体制（とりわけ現場管理力）の強化・安全衛生水準の向上、並びに、安全衛生意識の高揚に向けて、「計画的・継続的な安全衛生教育の実施」の定着を目指しています。

本件自主点検は、管内の事業場に「計画的・継続的な安全衛生教育の実施」を促すとともに、管内における安全衛生教育の実施状況を把握し、今後の安全衛生教育推進活動に資する為に実施したものととなります。

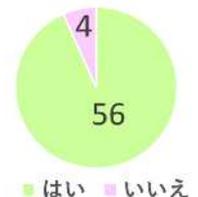
実施時期 2024年 10月～11月
対象事業場 無作為抽出した管内の製造業 177事業場
回答件数 60事業場（回収率 33.9%）

| 【企業規模別内訳】 | | 構成比 |
|----------------|-------|-------|
| ■ 10人未満 | 18事業場 | (30%) |
| ■ 10人以上 50人未満 | 12事業場 | (20%) |
| ■ 50人以上 100人未満 | 8事業場 | (13%) |
| ■ 100人以上 | 22事業場 | (37%) |



1. 経営トップは安全衛生方針等で安全衛生教育を推進していくことを明確に示しているか

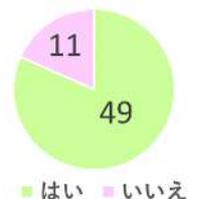
はい 56 (93%)
いいえ 4 (7%)



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が4

2. 安全衛生教育計画を作成し、安全衛生教育を計画的・継続的に実施しているか

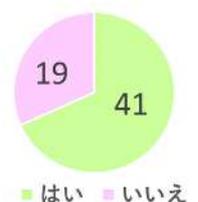
はい 49 (82%)
いいえ 11 (18%)



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が7、「10人以上50人未満」が3、「100人以上」が1

計画策定時、階層ごとに安全衛生確保に必要な教育は何かを検討しているか

はい 41 (68%)
いいえ 19 (32%)



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が9、「10人以上50人未満」が5、「100人以上」が5

3. 上記2の計画を策定する際に、単年度だけでなく、今後の人員配置計画等も考慮したうえで、中長期的な視点で教育計画を作成しているか
(次世代を担う人材の中長期的な教育計画を作成しているか)

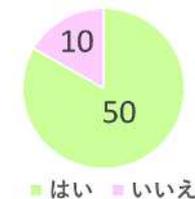
| | | |
|-----|----|---------|
| はい | 26 | (43%) |
| いいえ | 34 | (57%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が13、「10人以上50人未満」が7、「50人以上100人未満」が4、「100人以上」が10

4. 安全衛生教育が計画に基づき、確実に実行されるように、安全衛生教育の実施責任者、若しくは部署等を定めて、必要な管理を行わせているか

| | | |
|-----|----|---------|
| はい | 50 | (83%) |
| いいえ | 10 | (17%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が8、「10人以上50人未満」が1、「100人以上」が1

安全衛生教育の実施効果を評価し、適宜、教育計画等の見直しを行っているか

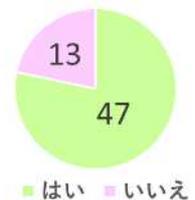
| | | |
|-----|----|---------|
| はい | 40 | (67%) |
| いいえ | 20 | (33%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が12、「10人以上50人未満」が4、「100人以上」が4

5. 労働者を直接指揮、監督する者に対して、安全衛生の知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等、その役割を果たすのに必要な能力の向上教育を実施しているか

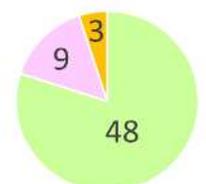
| | | |
|-----|----|---------|
| はい | 47 | (78%) |
| いいえ | 13 | (22%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が6、「10人以上50人未満」が3、「50人以上100人未満」が1、「100人以上」が3

6. 安全管理者、作業主任者等の労働災害の防止のための業務に従事する者や、フォークリフト運転、玉掛け作業等の危険又は有害な業務に現に就いている者に対して、継続的に能力向上の教育を実施しているか

| | | |
|-----------|----|---------|
| はい | 48 | (80%) |
| いいえ | 9 | (15%) |
| 該当する業務がない | 3 | (5%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が1、「10人以上50人未満」が2、「50人以上100人未満」が1、「100人以上」が5

7. パート・アルバイト・契約社員を含めて、全ての労働者に対して、雇入れ時の安全衛生教育を実施しているか

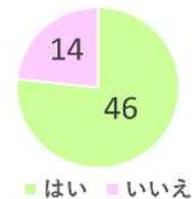
| | | |
|-----|----|---------|
| はい | 56 | (93%) |
| いいえ | 4 | (7%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が4

8. 転倒、腰痛、筋骨格系障害など、作業者の行動に起因する労働災害の防止のために、「けがしにくい作業姿勢」、「加齢とともに進行する身体強度や運動機能の低下の予防」等について、教育を実施しているか

| | | |
|-----|----|---------|
| はい | 46 | (77%) |
| いいえ | 14 | (23%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が2、「10人以上50人未満」が4、「50人以上100人未満」が2、「100人以上」が6

9. 高齢者、障害者など、作業者の特性に応じた教育を実施しているか。また、作業者の特性に応じた配慮が必要な労働者が所属する部署の管理者や周りの労働者に対して、作業者の特性に応じて配慮すべき事項、留意すべき事項等の教育を実施しているか。

| | | |
|---------|----|---------|
| はい | 27 | (45%) |
| いいえ | 8 | (13%) |
| 該当者がいない | 25 | (42%) |

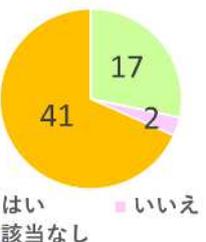


「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が2、「10人以上50人未満」が3、「100人以上」が3

「該当者がいない」選択は「10人未満の事業場」が12、「10人以上50人未満」が6、「50人以上100人未満」が2、「100人以上」が5

10. 外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するにあたっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法により実施しているか

| | | |
|---------|----|---------|
| はい | 17 | (28%) |
| いいえ | 2 | (3%) |
| 該当者がいない | 41 | (68%) |



「いいえ」選択は「10人未満の事業場」が1、「100人以上」が1

自主点検結果について

自主点検の結果、事業場として安全衛生教育を推進する姿勢を示して、計画的・継続的に教育を実施していると回答した事業場が有効回答の約8割を超えているが、企業規模50人未満の事業場では実施していない事業場が一定数認められた。法令で実施が定められた「雇入れ時の教育」の未実施も認められた。

また、今回の自主点検では回答率が33.9%と低い結果となっており、実態としては、計画的・継続的に教育を実施している事業場の割合は相当下がるものと思われる。

今後も、法令で定められた教育の確実な実施に向けた指導はもちろんのこと、周知啓発により「計画的・継続的な安全衛生教育の実施」の重要性について認識を深めてもらうとともに、中小規模の事業場を中心に、教育実施体制の整備も含めた「計画的・継続的な安全衛生教育の実施」の定着に向けた支援などが必要である。

管内では、安全衛生管理を担う人材の不足、育成の遅れが課題であるが、中長期的な人材育成の視点に立った教育の実施は全体で約4割に留まっており、企業規模50人以上の事業場においても実施している事業場は5割を切っている。今後もベテラン管理者の離職などによる安全衛生管理水準の低下が懸念されることから、安全衛生管理のキーマンである職長など現場管理者の管理能力向上など、次世代を担う人材育成の推進に向けた機運醸成、育成支援などが必要である。

教育内容では、近年労働災害減少を阻害する要因となっている行動災害に係る教育が約8割近くの事業場で実施されているが、企業規模100人以上の事業場においても実施していない事業場が認められた。作業者の特性に応じた教育の実施については「該当者がいない」又は「いいえ」と回答した事業場が半数を超えている。行動災害防止に向けて、設備的改善、個人的要因にも配慮した対応を促進するとともに、事業者・労働者の意識改革を図る必要がある。

また、高齢化・人手不足が急速に進行している東備地域においては、高齢者雇用だけでなく、障害者雇用や外国人材など、多様な人材が活躍できる環境づくりが肝要であるが、まずは管内における理解を深めるためにも好事例等の情報を提供していく必要がある。

皆様の事業場でも計画的・継続的な安全衛生教育の実施をお願いします。

和気労働基準監督署では引き続き「計画的・継続的な安全衛生教育の実施」の定着を目指し、安全衛生教育の重要性等を周知するとともに、定着に向けた支援等を行ってまいります。

皆様の事業場でも、以下の事項について、実施をお願いします。

経営トップが安全衛生方針等で安全衛生教育を推進していくことを明確に示す。

将来的に必要な人材が不足することがないように、人員配置計画や急遽の休職・退職等の不測の事態も考慮した上で、中長期的な視点で安全衛生教育計画を作成し、経営トップ、安全衛生にかかわる管理者、労働者等、各階層に応じて、安全衛生確保に必要なかつ十分な教育を計画的・継続的に実施する。

職場での災害防止のキーマンとなる、労働者を直接指揮、監督する者に対して、職場のリーダーとして必要な力量が身に付くよう、管理能力向上の教育を実施する。

パートタイム労働者やアルバイト労働者を含めて、全ての労働者に対して、頭で危険を理解するとともに、体で安全・健康を確保する行動をとることができるよう、繰り返し必要な教育を実施する。

近年増加傾向にある「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、高さ2m未満の比較的低所からの「墜落・転落災害」に関して、災害防止教育を実施する。

【参考】岡山労働局ホームページにて本活動に関する情報などを発信しています

岡山労働局ホームページの「和気労働基準監督署からのお知らせ」ページにおいて、安全衛生教育推進活動に関する情報のほか、災害発生状況等の情報を発信しています。



岡山労働局

和気労働基準監督署からのお知らせ

検索

